

三股町本庁舎売店等運営事業者選定に係る公募型 プロポーザル実施要領

令和2年7月

三 股 町

1 募集内容について

(1) 事業の目的及び趣旨

三股町（以下「町」という。）では、三股町本庁舎（以下「庁舎」という。）の有効活用と来庁者及び職員の利便性向上のため、庁舎での売店の運営事業者を募集します。

そこで町が提示する諸条件のもと安定した経営が可能な事業者を公募により選定するものです。

(2) 貸付物件及び面積

運 営 場 所	三股町五本松 1 番地 1 三股町役場本庁舎 1 階の一部
使 用 面 積	売店 約 13.2 m ²
用 途	売店等の営業
庁舎内勤務人数等	庁舎内勤務人数：約 200 人 来庁者数：約 250 人／日（平均）

(3) 使用に関する条件

①使用許可

売店の営業にあたっては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づく行政財産目的外使用許可申請により、町が許可を行います。

②使用許可期間

令和 3 年 1 月 4 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

ただし、運営事業者からの更新申請に対し、1 年度単位で更新できるものとする。

③使用料

三股町使用料及び手数料徴収条例（昭和 26 年条例第 9 号）第 4 条の規定により、使用料は全額免除する。

④経費の負担

売店等の設置に要する工事費その他の開店準備に要した一切の費用及び開店後の修繕費は、事業主が負担するものとする。開店後に使用した光熱水費、通信費、廃棄物処理費については、町が負担するものとする。

⑤使用上の注意

ア 使用物件は、常に善良な管理者の注意をもって良好な状態に管理しなければならない。

イ 町長の許可なく使用物件を許可を受けた使用目的以外の用に供し、若しくは原形を変更し、又は他人に使用させてはならない。また、売店の営業は直接行うものとする。ただし、コンビニエンスストアの場合は、フランチャイズ契約等に基

づき、第三者に運営を任せることができるものとする。この場合においては、事業提案書により別途運営事業者を申告し、フランチャイズ加盟の契約書の写し等を提出するものとする。

⑥使用許可の取消し

次に掲げる場合に該当するときは、使用許可期間中であっても当該使用許可を取り消すことがある。この場合は、当該使用許可取消しの日から起算して20日以内に使用物件を明け渡さなければなりません。なお、この場合に生じた損失については補償しません。

ア 町において公用又は公共の用に供する必要が生じた場合

イ 「⑤使用上の注意」に定める事項に違反した場合

⑦原状回復及び返還

運営事業者は、許可が取り消されたとき又は許可期間が満了したときは、自己の費用で貸付物件を原状に回復し、町長が指定する期日までに返還しなければならないものとする。ただし、町長が特に承認したときはこの限りではありません。

また、当該運営事業者が期日までに原状回復の義務を履行しないときは、町長が原状回復のための処置を行い、その費用の支払を当該運営事業者に請求することができます。この場合においては、当該運営事業者は何ら異議を申し立てることができないものとする。

⑧損害賠償

使用上の注意に定める事項に違反した場合において、損害を生じたときは、町長の要求に応じ損害を賠償しなければならない。

⑨有益費等の請求権の放棄

事業者は、貸付物件に投じた改良等のための有益費及び修繕費等一切の費用を町に請求することができません。

⑩定期報告

ア 事業者は、毎年度終了後、速やかに前年度の収支実績を含む事業報告書を作成し、町に提出することとする。

イ 運営に関して発生した法律等に関わる問題等については、速やかに報告のうえ、事業者の責任と費用において対応するものとする。

⑪法令の遵守

貸付物件の使用にあたっては、関係法令及び本要領に定めるもののほか、町の関係条例又は規則等を遵守することとする。

(4) 運営に関する条件

①営業日及び営業時間

営業日及び営業時間は、庁舎の開庁日（次に掲げる日以外の日）とし、午前8時30分から午後5時までとする。営業日及び営業時間は、町との協議により変更することができるものとする。

ア 土曜日及び日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 年末年始（12月29日から1月3日まで）

②販売品目

売店で扱う商品及びその価格は運営事業者が定めるものとします。

ただし、町から販売品の依頼があった場合は、店舗の運営に支障のない範囲で協力しなければならないものとする。

必須販売品目等	①パン、菓子類等食料品、飲料 ②収入印紙、切手 ③日用品 ④コピー機及びFAXをそれぞれ1台設置するものとします。なお、両方の機能を備えた複合機でも差し支えありません。
販売禁止品目	①アルコール類（物産品など町から販売要望のあったものは除く。） ②宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年条例第27号）の規定に抵触する図書類 ③その他町が不相当と認めたもの
その他提案品目	本町が取り組んでいる行政サービスへの協力

③店舗の設備及び改修

事業者は、提出した事業提案書に基づき、自らの責任と負担において、店舗の設備工事を行うものとする。店舗の設備工事にあたっては、工事開始前に、町と設計及び施工上の協議を行い、町の承認を得るものとする。

④営業許可等の手続き

営業に伴い関係法令上必要となる諸官庁や監督官庁への申請や届出等の手続きは、全て事業者の責任と費用において行うものとします。

⑤禁止事項

ア 事業者は、貸付物件を目的以外の用途に使用してはならない。

イ 食品等の契約及びその他の契約にあたり、その相手方が暴力団等の反社会的勢力

又は個人であることを知りながら、当該者と契約等を締結してはならない。

ウ 町の承諾なしに貸付物件の改修又は模様替え等を実施してはならない。

⑥その他

ア 事業者は、非常時や災害時は、町と連携し協力するものとする。

イ 本要領に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、町と事業者で協議することとする。

(5) 参加に関する条件等

本募集は、公募型プロポーザルとし、応募できるのは公募開始時点において次の要件をすべて満たす者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者

イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て及び破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

ウ 応募する者及びその関係者（法人役員を含む）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員及び三股町暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団関係者でないこと。

エ 応募する法人及び個人がコンビニエンスストアの場合、チェーン本部による直営店舗又はフランチャイズ加盟者の別は問わない。

オ 税金の滞納がないこと。

カ 本要領に定める条件に対応できる能力があること。

(6) 応募手順及び提出書類

①実施要領等の入手方法

三股町公式ホームページからダウンロードしていただくか、総務課行政係の窓口でお受け取りください。

②質疑書の提出

募集要領に関する質問はすべて質疑書（様式 3）によるものとします。質疑がある場合は、次により質疑書を提出してください。

ア 提出期限 令和 2 年 7 月 31 日（金）から令和 2 年 8 月 14 日（金）17 時まで

イ 提出方法 電子メール又は FAX により総務課行政係まで

(E-mail:gyouse-k@town.mimata.miyazaki.jp FAX:0986-52-4944)

ウ 回答方法 一括して質疑回答書として取りまとめ、応募者全員に電子メール又は FAX にて回答するとともに、町公式ホームページにて掲載します。

③応募申込者・事業提案書等の提出

- ア 申込期間 令和2年7月31日（金）から令和2年9月2日（水）17時まで
- イ 提出先 〒889-1995 宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1
三股町役場 総務課 行政係
- ウ 提出方法 持参又は郵送（申込み期限必着）

④応募申込に係る書類（各々1部 証明書等は提出日3ヶ月以内に発行されたもの）

- ア 応募申込書（様式1）
- イ 法人登記簿謄本（法人）又は代表者の住民票（個人）
- ウ 印鑑登録証明書（法人）又は印鑑証明書（個人）
- エ 定款（法人のみ、最新のもの）
- オ 事業者概要（様式5） 必要事項の記載があれば、パンフレット等で代用可能
- カ 決算書（最新のもの） 個人の場合は確定申告書（写し）
- キ 滞納のない証明書（最新のもの）
- ク 営業や運営等に関する資格や免許等の写し
- ケ 誓約書（様式2）

⑤事業提案書に係る書類 7部（正本 1部、副本8部）

- ア 事業提案書（様式4）はA4サイズとし、左上部をホチキスで綴じてください。
- イ 正本のみ表紙を添付してください。副本には不要です。
- ウ 店舗レイアウトやイメージパスなどはA3サイズ1枚に収まるようにし、会社名や店舗名、ロゴマークなど作成者がわかる表示は一切しないでください。

（7）公募・選定等の日程

項目	日程
公募開始	令和2年 7月31日（金）
質疑書の提出期限	令和2年 8月14日（金）
質疑書に対する回答	令和2年 8月21日（金）
応募申込書・事業提案書等の提出期限	令和2年 9月 2日（水）
プレゼンテーション・ヒアリング	令和2年 9月 4日（金）
評価結果の通知	令和2年 9月中旬
契約締結	令和2年10月以降
開店準備・協議	令和2年10月以降
開店	令和3年 1月 4日（月）

2 評価事項について

（1）評価の基本的考え方

三股町本庁舎売店等運営事業者選定にあたっては、提出された事業者提案書をもと

に、その内容及び必要に応じて実施するプレゼンテーション・ヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）について評価し、最も高い総合評価を得た応募者を選定運営事業者として選定します。

(2) 評価主体

評価は、町職員7名による委員で構成される「三股町本庁舎売店等運営事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）により、事業提案及びプレゼンテーション等の内容について公平かつ適正な評価を行います。

(3) プレゼンテーション等

プレゼンテーション等を以下の日程により実施します。プレゼンテーション等に欠席した場合は、応募を辞退したものとみなします。

ア 日 程 令和2年9月4日（金） ※詳細な時間は別途通知します。

イ 場 所 三股町役場4階第1会議室

ウ 内 容 応募者による提案内容の説明（15分以内）及び質疑応答（10分程度）

エ その他 出席者は3名以内とします。プレゼンテーション等の当日に新たな資料等の提出はできません。プロジェクター等を使用する場合は、事前にご連絡ください。パソコン及びその他の機器等は応募者が持参してください。なお、スクリーンとプロジェクターは事務局で準備します。

3 評価方法及び事業者の決定について

(1) 評価方法

委員会の各委員が事業提案書に加えプレゼンテーション等の結果を総合的に評価・採点し、最も高い評価を得た者を選定事業者とします。選定された者が辞退を申し出た場合などは、次点の者を選定事業者とします。

また、応募事業者が1者のみであった場合は、評価点が基準点（60点）以上獲得した場合は、その事業者を選定事業者とします。

(2) 結果通知

応募者全員に書面により送付し、選定事業者とした者の名称を通知します。また、町公式ホームページで評価結果を公表します。

(3) 協議

選定された事業者は、町と店舗を設置するための協議を始めることとします。

(4) 審査内容及び配点

大項目	提案項目	審査内容	配点
運営体制 形態	運営理念等	店舗を管理運営するうえでの基本的な方針と運営方法（店舗イメージ及びレイアウト）	10点
	安全管理・食品衛生	防犯防災など店舗運営上の安全管理対策	10点
		食品衛生、品質管理の体制と事故防止対策	
	従業員の配置体制	従業員の勤務体制等（配置計画・勤務体制）	5点
		従業員の教育・研修等の方針、緊急時の連絡体制	
	クレーム・要望等への対応	クレームや要望に対する体制	5点
	災害時の支援体制	災害時における管理体制と町との連携	5点
営業時間等	営業日及び営業時間の延長	5点	
収支計画	収支計画等	出店から3年間の収支計画	10点
サービス	取り扱い業務	任意事業の取り組み内容	10点
環境への 配慮	環境への配慮	省エネルギー、リサイクル活動など環境に関する活動実績	10点
		店舗内の機材等の省エネルギー対策	
	廃棄物の回収・処理方法	店舗から出る廃棄物の回収方法及び処理方法	10点
廃棄物を減らすための取組み			
その他	アピール事項等	応募者独自提案、地域への貢献などのアピール事項や特徴ある事項	10点
	出店実績等	近隣の店舗運営実績や出店状況など	10点
評価点合計			100点

4 留意事項

次のいずれかに該当するときは事業者としての決定を取り消します。

- ア 提出書類に虚偽の記入をしたことが確認されたとき。
- イ 委員会の委員又はその関係者に接触を求めると、評価の公平性を害する行為を行ったとき。
- ウ 事業者の決定から契約締結までの間に、事業者の資金事業の変化等により、店舗の設置・運営の履行が困難であると町が判断したとき。
- エ 著しく社会的信用を損なう行為等により、事業者としてふさわしくないと町が判断したとき。
- オ 事業者が、応募者の資格要件に適合しなくなったとき。

5 その他

- ア 応募及びプレゼンテーション等に要する費用は、すべて応募者の負担とします。
- イ 提出書類で用いる言語は日本語、通貨は円を使用してください。
- ウ 提出書類は、特に指定のある場合を除き A4 判普通紙を使用してください。
- エ 提出書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、町が今回の募集に関する報告や公表等のために必要な場合は、応募者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとします。また、本案件に係る情報公開請求があった場合には、三股町情報公開条例に基づき適正に取り扱います。
- オ 提出された書類は一切返却しません。

6 問い合わせ先

〒889-1995

宮崎県北諸県郡三股町五本松 1 番地 1

三股町役場総務課行政係

電話 0986-52-1112 (直通)

FAX 0986-52-4944

E-mail gyouse-k@town.mimata.miyazaki.jp